ロ　その組合員、社員又は株主である地域漁民の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員である地域漁民の出資額又はその株主である地域漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

ハ　共済契約漁業に常時従事する者の三分の一以上が、その組合員、社員若しくは株主であるか、又はこれらと世帯を同じくする者であること。

四　前三号のいずれかに該当する法人が組合員、社員又は株主となつている法人（公開会社を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　その組合員、社員又は株主である前三号のいずれかに該当する法人の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員である前三号のいずれかに該当する法人の出資額又はその株主である前三号のいずれかに該当する法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

ロ　共済契約漁業に常時従事する者の三分の一以上が、その組合員、社員若しくは株主であるか、又はこれらと世帯を同じくする者であること。

第二十五条第二項第一号並びに別表第二号㈢及び㈤中「第六条第三項」を「第六十条第三項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第二十一条　次に掲げる政令の規定中「第八十七条の三第一項第四号」を「第八十七条の二第一項第四号」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

一　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第八条第二号

二　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十六条第二号

（所得税法施行令の一部改正）

第二十二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条第二号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「漁業協同組合の組合員の共済に関する事業」及び「水産加工業協同組合の組合員の共済に関する事業」を「事業の種類」に改め、同条第三号中「組合員の生活の共済を図る事業」を「事業の種類」に改め、同条第四号中「に掲げる事業」を「の事業」に改める。

第二百十四条第三号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「漁業協同組合の組合員の共済に関する事業」及び「水産加工業協同組合の組合員の共済に関する事業」を「事業の種類」に改め、同条第五号中「組合員の生活の共済を図る事業」を「事業の種類」に改める。

第三百二十六条第一項中「清算」を「清算人等」に改め、同条第二項第四号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「漁業協同組合の組合員の共済に関する事業」及び「水産加工業協同組合の組合員の共済に関する事業」を「事業の種類」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第二十三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一号中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同条第三号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「組合員の共済に関する事業」に掲げる」を「事業の種類」の」に改め、同条第五号中「共済事業」を「事業」に改め、同条第七号中「共済に関する事業」を「事業の種類」に改める。

第百十九条の二第二項中「時価法により評価した金額」を「評価益又は評価損の益金又は損金算入等」に改め、同条第三項第三号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の十」を「第十五条の十七」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二十四条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四の十五第五項の表水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会及び同法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者の項中「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に、「第十一条の九」を「第十一条の十一」に改め、同表水産業協同組合法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会の項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十五条の七」を「第十五条の十二」に改める。

第十九条の九第四号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第二十五条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項第二号中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条第二項第二号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第十三条の六の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第十三条の八第四号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（漁業近代化資金融通法施行令の一部改正）

第二十六条　漁業近代化資金融通法施行令（昭和四十四年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第四号中「第六条第三項」を「第六十条第三項」に改める。

（水質汚濁防止法施行令等の一部改正）

第二十七条　次に掲げる政令の規定中「第十四条」を「第十七条」に改める。

一　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第九条第四号

二　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第十一条第三号

三　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行令（平成六年政令第百四十号）第七条第四号

（海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正）

第二十八条　海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第八条第二項中「第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項」を「第三十七条に規定する大臣許可漁業又は同法第百十九条第一項」に改め、「若しくは水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項」を削り、「指定漁業等」を「大臣許可漁業等」に改める。

第十一条第一項中「指定漁業等」を「大臣許可漁業等」に改める。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第二十九条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち厚生労働省令で定めるものに従事する漁船